

愛知県リサイクル資材新評価基準検討要領

第1章 総則

(基本方針)

第1条 この要領は、循環型社会形成の推進を図るため、リサイクル資材を製造する者等の知識及び技術を活用し、新たな「愛知県リサイクル資材評価基準」(以下、「新評価基準」という。)を検討することに関し、必要な事項を定めるものである。

2 愛知県リサイクル資材(以下、「あいくる材」という。)の新評価基準について検討依頼があった時は、「愛知県リサイクル資材評価制度実施要領」(以下、「実施要領」という。)第9条第1項に基づき設置する愛知県リサイクル資材評価委員会(以下、「評価委員会」という。)の審議を経て定める。

第2章 新評価基準検討の進め方

(評価委員会の審議)

第2条 評価委員会は、実施要領第3条第2項に基づき、次の各号に定める内容を審議する。

- 一 新評価基準に関する事項
- 二 その他新評価基準の策定に必要となる事項

(実施機関)

第3条 愛知県リサイクル資材評価委員会設置要綱第7条第1項に基づき、新評価基準の依頼書の受付及び評価委員会に関する資料作成等の事務は建設局土木部建設企画課(以下、「事務局」という。)で行う。

(新評価基準の検討プロセス)

第4条 新評価基準の検討は、愛知県リサイクル資材新評価基準検討プロセス(別表第1)に従って検討する。

(新評価基準の検討依頼)

第5条 新評価基準の検討を依頼する者(以下、「依頼者」という。)は、あいくる材新評価基準検討依頼書(以下、「依頼書」という。)(様式第1)に必要書類を添えて事務局に提出する。

(検討依頼の受付)

第6条 前条に定める検討依頼の受付は、年2回、各々期間を定めて行う。

(不正実な行為の禁止)

第7条 依頼者は、第5条の書類を作成するに際し、試験結果のねつ造、事実と異なる報告等の不誠実な行為をしてはならない。

2 依頼者が前項の不誠実な行為をした場合、事務局は検討を中止することができる。

第3章 新評価基準の策定

(新評価基準の策定)

第8条 実施要領第3条第2項に基づき、新評価基準は、評価委員会での審議を経て

策定する。

(新評価基準の公表)

第9条 実施要領第19条第3項に基づき、新評価基準が策定された場合は、その内容を公表する。

2 新評価基準が策定された場合は、新評価基準策定通知書(様式第7)により依頼者へ通知する。

第4章 雑則

(損害に対する責任)

第10条 新評価基準が策定されなかった場合においても、事務局は依頼者が行った試験等の費用について、損害等の責任を負わない。

(その他)

第11条 この検討要領に定めることのほか必要なことは、事務局が別に定める。

附 則

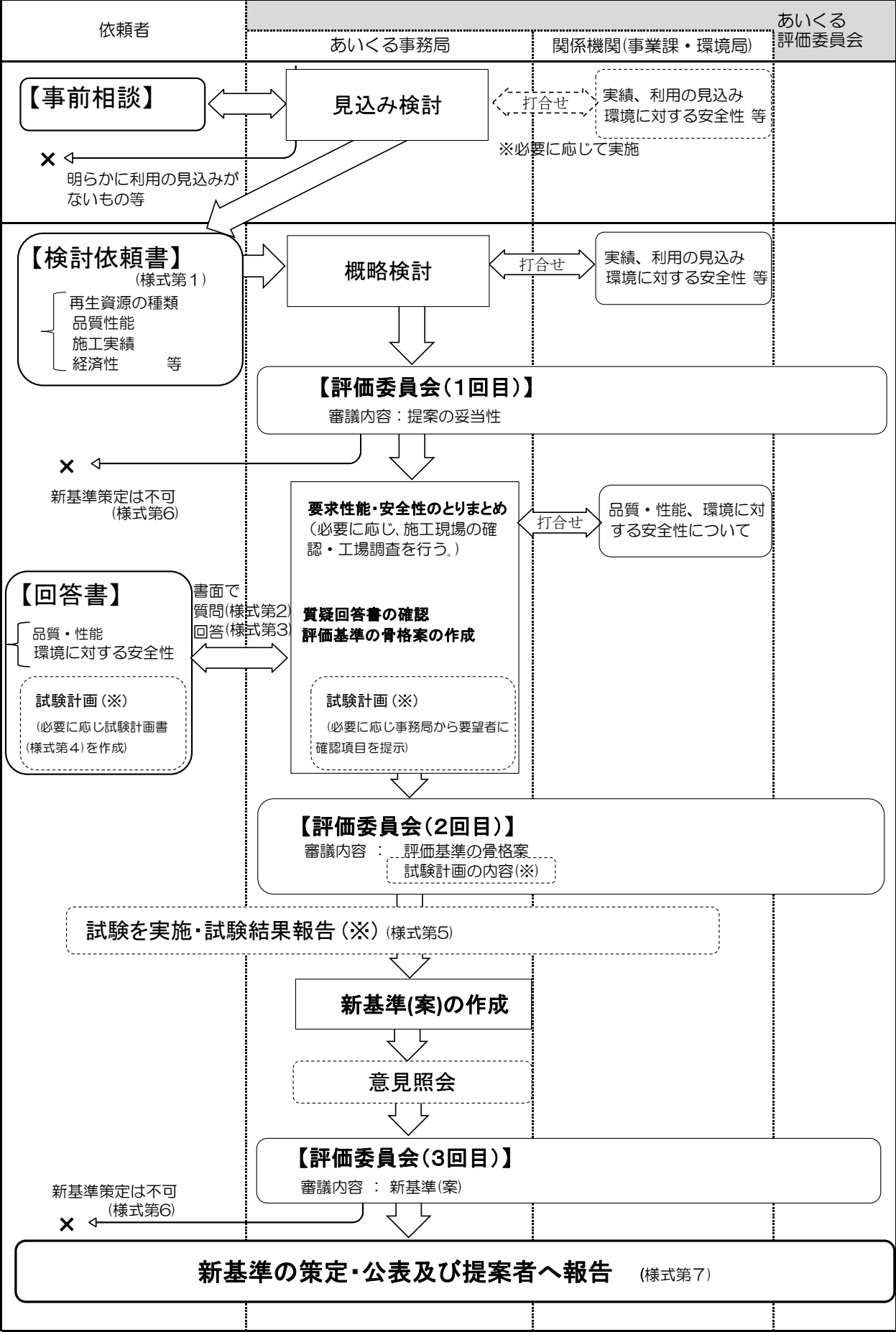
この実施要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

この実施要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

この実施要領は、令和 3年 1月 1日から施行する。

この実施要領は、令和 5年 1月 1日から施行する。

愛知県リサイクル資材新評価基準検討プロセス



(※)「試験」とは、依頼者からの回答を確認した結果、要求性能・安全性に関する確認項目の内、事務局が直接関与して検証する必要がある試験をいう。

は、必要に応じて行う内容で、省略される場合もある。